

# 製品安全データシート

【製造者情報】

会社名	: 株式会社アサヒ産業
住所（本社）	: 東京都文京区本郷3-4-5
（埼玉工場）	: 埼玉県川口市朝日4-21-62
担当部門	: 品質管理部
担当者	: 諸岡 厚志
電話番号	: 048-227-5121
FAX 番号	: 048-227-5122
緊急連絡先	: 同上

作成 平成23年09月01日

整理番号：48-2(GHS分類・・・該当なし)

---

【製品名】

商品名	: クロロプレングム引きガラスターポリン AS201 (Nタイプ・・・社内整理番号)
主な用途	: 空調ダクト用たわみ継手材料

---

【物質の特性】

単一製品・混合物の区分	: 無機繊維と有機物の混合
化学名	: クロロプレングム+ガラス繊維

## 基本材料

化学名	: Eガラス
成分及び含有量	: ガラス繊維
CAS No,	: -

## 表面材料

化学名	: 合成ゴム・リン系可塑剤・水酸化アルミニウム・カーボン・珪酸マグネシウム・塩素化パラフィン・酸化マグネシウム・酸化亜鉛・その他付加剤
成分及び含有量	: -
化学式又は構造式	: -
官報公示整理番号	: -
CAS No,	: -

---

## 【危険有害性の分類】

分類の名称	: 分類基準に該当しない。
危険性	: 通常取り扱いでは危険性はない。 但し、燃焼した場合、一酸化炭素、二酸化炭素並びに塩化水素等の有害性ガスが発生する。
有害性	: 知見無し
環境影響	: 危険性に同じ

---

**【応急措置】**

- 目に入った場合 : こすらずに15分以上、水で洗浄し、必要に応じて医師の診察を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 水又は微温湯で洗浄した後石鹼でよく洗う。
- 吸入した場合 : 固形物のため該当しない。  
但し、燃焼時に発生したガスを大量に吸入した場合、新鮮な空気の場所で休息し、医師の手当てを受ける。
- 飲みこんだ場合 : 出来るだけ吐き出し、水で口内を洗浄し、医師の手当てを受ける。
- 

**【火災時の措置】**

- 消火方法 : 空気呼吸器を着用して消火に当たる。  
火元への供給を断ち、風上より消火活動を行う。  
一酸化炭素、二酸化炭素並びに塩化水素などの有害性ガスが発生するため、状況に応じ呼吸器付保護具などを着用する。
- 消化剤 : 散水、ドライケミカル、泡、炭酸ガス。
- 

**【漏出時の措置】**

- : 固形物なので、特に問題がないが、包装（梱包）が破損して製品が露出または、放出等した場合には元の包装に戻し、破損部分を粘着テープで補修するか、または同等の再包装を行なう。
- 

**【取扱い及び保管上の注意】**

- 取り扱い : 取り扱いは火気厳禁とし、通風、換気をよくしガラス繊維などの発散を出来るだけ抑え、作業環境を許容濃度以下に保つように努めること。  
: 保護具（ゴム手袋、保護めがね、保護マスク、安全靴、作業衣など）を着用すること。  
: 消防法、労働安全衛生法など、関連法令の定めるところに従うこと。  
: 雨水などがかからないように保管をすること。
- 製品 : 取扱い場所周辺の火気使用を禁止し、静電気、衝撃火花などによる着火源が生じないように注意をする。  
: 直接口に入れたりしないこと。  
: 摩擦などによる静電気ショックや静電気障害に注意する。  
: 輸送あるいは保管時、荷崩れ防止策を講じるようにする。  
: 多段に積むと荷崩れを起こしやすく、思わぬ怪我をする事がある。
- 

**【保管】**

- : 直射日光、水漏れ、急激な温度変化を避け、火気源の無い場所に保管する。

: 一定のきめられた場所に保管する。  
: 雨、風の当たらないところに保管する。  
: 梱包の破れなどによる、製品の飛散を防止する。

---

**【曝露防止措置】**

管理濃度 : 規制無し  
許容濃度 : 規制無し  
保護具 : 呼吸保護具を着用する必要がある。呼吸保護具としては、濃度に応じて国家検定を受けた、フィルターの取替えができるタイプまたは、使い捨て式防塵マスクを選定する。また、保護めがね、手袋、作業衣は、必要に応じて作業に適した保護具を使用すること。

---

**【物理／化学的性質及び危険性情報】**

外見 : 軟質系シート状  
臭気 : 多少有り  
揮発性 : 無し  
溶解度 : 水に不溶

---

**【危険性情報】**

安定性 : 常温下で安定  
反応性 : 自然発火性及び水との反応性なし  
可燃性 : あり

---

**【有害性情報】**

: 知見無し

---

**【環境影響情報】**

: 知見無し

---

**【廃棄上の注意】**

: 廃棄する場合は、周辺に繊維が飛散しないように注意し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の区分に従って処分すること。  
: 公認の産業廃棄物業者、もしくは地方公共団体がその処理を行なっている場合は、その団体に委託して処理する事も出来る。

---

**【輸送上の注意】**

: 輸送中に包装などが破損した場合は、繊維の飛散がないようにする。  
: 転倒、落下、損傷がないように積み込み荷崩れの防止を行う。

---

**【適用法令】**

: 東京都火災予防条例  
: 消防法 指定可燃物  
: 労働省平成9年指針告示7号物質  
※ : ガラス繊維

危険有害性分類基準の対象法令に該当しないが、関係法令等には次のものがある。

※粉じん障害防止規則別表 1 の第 6 の鉱物（ガラス繊維）を裁断などを行う場所に於いて作業を行う場合には、労働安全衛生法施行令の規則に定められた「粉じん障害防止規則」が適用される。

※厚生労働省労働基準局長 基発第 162 号 平成 12 年 3 月 24 日

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」

※厚生労働省労働基準局長 基発第 0215002 号 平成 17 年 2 月 15 日

労働安全衛生法第 57 条の 2 第 1 項の政令で定めるものにして同法施行令別表第 9 第 3 13 に「腎臓鉱物繊維」が掲げられているが、この通達により「ガラス長繊維」は対象外となっている。

---

**【記載内容の取扱い】** 記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理化学的性質、危険性に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の手取扱いを対象としたものなので、特殊な場合には、用途・用法に適した安全対策を施してご利用ください。

**【その他】**（記載内容の問い合わせ先、引用文献など）

化学物質の危険、有害便覧（中央災害防止協会編）

産業中毒便覧（医歯薬出版）

危険物船舶運送及び貯蔵規制化審法

既存化学物質ハンドブック

株式会社 住化分析センター他、研究報告

厚生省環境衛生局 食品化学化編（講談社）

作業環境評価基準・労働安全衛生広報（95. 5. 15）

労働省平成 9 年指針告示 7 号